

空き家解体ローン

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	けんしん 空き家解体ローン (三井住友カード株式会社保証付)
2. ご利用いただける方	・申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、最終弁済時に満77歳以下の方 ・安定継続収入のある方(パート・アルバイト・年金受給者も可) ・給与所得者の方は同一勤務先に1年以上勤務、自営業の方は同一事業を2年以上の経営実績を有する方 ・資金使途の対象となる解体対象物件を自らまたその親族が所有する方 ・勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。 ・三井住友カード(株)の保証が得られる方 ・反社会的勢力に該当しない方
3. お使いみち	・原則として居住用住宅(事務所兼用住宅、共同住宅を含む)の解体に要する資金 - 但し、事業としての解体資金を除く。
4. ご融資金額	・10万円以上300万円以下(1万円単位)
5. ご利用期間	・6ヵ月以上7年以内(6ヵ月単位)
6. ご融資利率	・当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問い合わせ下さい)
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済(融資金額の50%以内の範囲でボーナス併用も可能です。)
8. 担保・保証人	・原則不要です。 ・三井住友カード(株)の保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・繰上一括返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・原則ご融資金は、資金使途支払先へのお振込みとさせていただきます。
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel.03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、

裏面に続きます

	弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日 ： 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間： 午前9時～午後5時 電 話 ： 03-3567-2456 所 在 地 ： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	--

(以上)